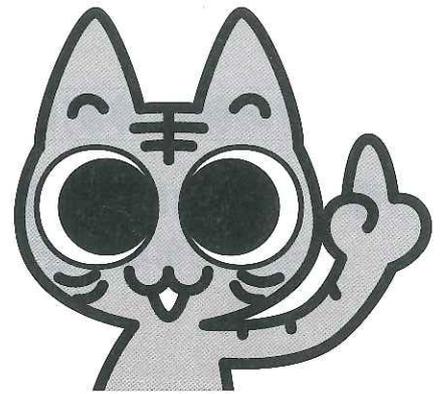
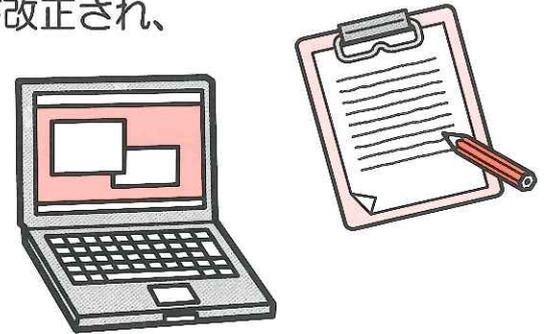


景品表示法が 改正されました！



神奈川県消費生活課キャラクター
ニャン吉

平成 25 年秋以降に発生した、ホテルや百貨店、レストラン等でのメニューの表示問題を受けて、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）が改正され、**平成 26 年 12 月 1 日から施行**されました。主な改正内容は、次のとおりです。



1 事業者への新たな義務づけ

● 事業者が講ずるべき措置

事業者は、不当表示等を未然に防止するために、**社内において、措置を講ずることが必要となりました。**

具体的には、国から「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」が示され、次のような対応が必要とされています。

- (1) 役員や従業員に対し、景品表示法の考え方について周知・啓発を行うこと。
- (2) 社内規定を定めるなど、法令遵守の方針等を明確化すること。
- (3) 表示の根拠などに関する情報を確認すること。
- (4) 営業や製造などの各部門において、確認した情報を共有すること。
- (5) 表示等の内容を確認する担当者や担当部門を定めること。
- (6) 確認した情報を事後的に確認するために、資料を保管するなど、必要な措置をとること。
- (7) 不当な表示等が明らかになった場合は、速やかに違反を是正するとともに、再発防止に向けた措置をとること。

● 事業者が必要な措置を講じない場合

国は、事業者が講ずべき措置に関して指導や助言、勧告を行います。**事業者が勧告に従わない場合は、その旨を公表することがあります。**

2 法律の執行体制の強化

● 国における体制強化

多数の事業者を対象とした指導をきめ細かく行うために、消費者庁だけでなく、公正取引委員会や、農林水産省、金融庁などの省庁も、表示の根拠などに関する調査を行えるようになりました。

● 都道府県知事の権限強化

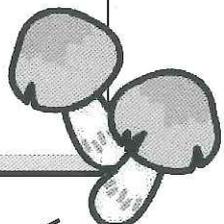
景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、再発防止などを求める措置命令を、都道府県知事も行うことになりました。

景品表示法とは…

消費者が、適正に商品やサービスを選択できる環境を守るために、不当な景品類の提供や不当表示を禁止する法律です。

< 主な内容 >

- ・ 高額すぎるおまけのような過大な景品類を提供することで、消費者を惑わせてはいけません。
- ・ 実際のものより、よりよい商品であるかのように見せかけたり、本当は値引きしているわけではないのに、お買得であるかのように偽った不当な表示を行ってはいけません。



マツタケ
通常販売価格 ~~10,000 円~~
⇒ 3,000 円！！

- 景品表示法改正についての詳細はこちら（消費者庁ホームページ）
<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/guidelines.html>
- 「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141114premiums_5.pdf

指針に関するお問い合わせ・ご相談は、
消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）までご連絡ください。
ご連絡の際には「景品表示法第7条第2項の指針について」とお伝えください。

- 「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

このリーフレットに関するお問い合わせ先
神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課指導グループ
電話 045-312-1121 内線2630~2633
(土日・祝日・年末年始の閉庁日を除く)